

山形地域地下水利用対策協議会

量水器普及促進要領

1 目的

資源エネルギーとしての地下水の恒久的な有効利用を図るため、会員事業所所有の井戸に地下水用量水器の設置普及を促進し、適正な水利用を図り、地区・地域全体の地下水揚水量を把握することにより、適正な地下水利用を促進し地下水障害の防止を図る。

2 普及促進対象

山形地域地下水利用対策協議会の会員が山形市内に所有する井戸とする。

3 量水器の普及促進事業の実施

会員は山形市内に所有する井戸に量水器を設置するものとする。

4 量水器の規格等

量水器は地下水の揚水量を直接把握できるものとする。(時間計等で測るものは除く)

5 助成

新たに地下水用量水器を設置する会員に対し、当協議会の予算の範囲内で助成するものとする。

6 助成の申請

助成を受けようとする会員は、別紙様式により、申請するものとし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書(様式3)
- (2) 量水器の設置位置図
- (3) 量水器の設置工事に係る見積書
- (4) その他会長が必要と認める書類

7 設置完了報告

完了報告書は、量水器の設置工事の完了後速やかに提出するものとし、添付すべき書類等は次のとおりとする。

- (1) 事業実績書(様式3)
- (2) 量水器の設置工事の完了写真
- (3) 工事代金精算書
- (4) その他会長が必要と認める書類

8 助成金の支出

前項の設置完了報告書及び助成金請求書が提出されたときは、審査のうえ、適当と認められた場合は、助成金を支出するものとする。